

公益社団法人自由人権協会

〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室 TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2018年8月3日

公益社団法人 自 由 人 権 協 会

代表理事 喜田村 洋 一

同 紙谷雅子

同 芹澤 齊

同 升 味 佐江子

新宿区による区内高齢者情報の警察への提供に反対する声明

1 新宿区は、区内4警察署(新宿署、四谷署、牛込署、戸塚署)に、65歳以上の区民の氏名、フリガナ、住所、生年を情報提供(以下「本件提供」という)することを進めている。その目的は高齢者宅の戸別訪問による特殊詐欺被害根絶対策の実施とされ、2018年9月30日時点での名簿を同年10月1日に提供することとされている。なお、個々の区民からの提供の同意は、いわゆるオプトアウト(個々の区民が提供を拒否した場合には、当該区民については提供しない)によって得ることとされている。新宿区によれば、同年8月に、本件提供に関する警察との調印、及びプレスリリースを行うとのことである。

本件提供は、以下のとおり、プライバシー権を侵害し違憲であり、また、 新宿区個人情報保護条例に違反し違法であるというべきである。

2 プライバシー権は、憲法13条で保障されている。市民が、自分の私生活

に関する情報をみだりに開示されたくないと考えるのは自然なことであり、この期待は保護されるべきものである。いわゆる江沢民講演会事件判決(最高裁2003年9月12日第二小法廷判決)は、大学が上記講演会への参加を申し出た学生の学籍番号、氏名、住所及び電話番号を警察に提供した事案であったが、これらの情報は、個人識別等を行うための単純な情報ではあるものの、学生のプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるとされた。このことは、氏名、フリガナ、住所、生年という個人識別等を行うための単純な情報を警察に提供しようとする本件提供についても妥当する。

本件提供は、自己の情報が提供されることを欲しない区民にとって、私生活に関する情報をみだりに他者に開示されることになり、その区民のプライバシー権を侵害することとなる。

また、上記のオプトアウトは、新宿区個人情報保護条例に定めがなく、これにより個人情報の提供に関する同意があったことにはならないものである。

- 3 また、本件提供は、少なくとも以下の点から、新宿区個人情報保護条例 1 2条 2項(4)の「実施機関が特に必要があると認めたとき」の要件を満たさない。
 - (1) 本件提供の目的は、高齢者宅の戸別訪問による特殊詐欺被害根絶対策の 実施とされる。

しかし、そもそも、戸別訪問により特殊詐欺被害を効果的に防止できるということは、何ら客観的に明らかにされていない。戸別訪問により行われるのは、注意喚起、及び、電話機に関する留守番電話機能の設定や自動通話録音機の貸出であり、それらがなされたからといって、特殊詐欺被害にあわなくなるということには全くならない。それらは、行わないより行った方が良い場合があり得るとはいえるが、これによって、「特に必要がある」ということにはならず、まして、以下のような弊害も考えられると

ころでは、「特に必要がある」ということには全くならない。

また、戸別訪問を警察官が行う必要性も明らかではない。たとえば、区 の職員や民生委員が行うことではなぜ不十分なのかは、論証されていない。

- (2) 本件提供には、少なくとも以下の点が懸念される。
 - ア 本件提供により、個人情報の保有者が増え、それにより当該個人情報 の流出のおそれが高まる。

警察が保有する個人情報については、近年においてもこれが外部に流出した事例が相当数、報告されており、その中には現職の警察官が故意に流出させたものまで含まれる。

- イ 警察官の戸別訪問による注意喚起という方法は、かえって、特殊詐欺 被害を助長する場合がある。たとえば、本件提供を機に、犯人が警察官 になりすまし、言葉巧みに特殊詐欺を行うことが十分考えられる。
- ウ 本件提供により警察が保有する個人情報のコントロールは困難である。 警察は、名簿を複写しないものとし、また、一定の時期に新宿区に名 簿を返却することとされる予定であるが、名簿の返却により当該名簿上 の情報をすべて区が管理することとなる保証は全くない。むしろ、いっ たん区外に出た情報は、区外で利用され得る状態を完全になくすことが できないと考えるべきである。
- (3) 本件提供のような、警察への情報提供を行っている自治体がほぼ存在していないと思われることからも、本件提供に特段の必要性はない。

たとえば、千葉県野田市では、市情報公開・個人情報保護審査会が、2 016年6月、それまでの答申を覆し、警察への情報提供は、市個人情報 保護条例で外部提供を認める「公益上特に必要」の規定に該当しないとす る、新たな判断を答申し、野田市は情報提供を取りやめた。同答申では、 ニセ電話詐欺などの犯罪被害や交通事故の防止対策では、実際の事例の広 報活動など、名簿提供以外に有効な方法があると指摘し、「公益上必要と 認められるが、個人情報の保護より優先させるべき必要性が高いとまでは 認められない」と判断を改め、「検討が足りなかった点を反省する」と付 言した。

(4) このように、新宿区が警察に対して本件提供をする特段の必要性はなく、 本件提供は、上記条例12条2項(4)の「実施機関が特に必要があると認め た」ものに当たらない。

したがって、本件提供は同条例に違反して保有個人情報を区の機関以外に提供するものであり、違法である。

4 新宿区及び区内4警察署(新宿署、四谷署、牛込署、戸塚署)は、直ちに、 区が警察に本件提供をする合意の締結を取りやめるべきである。

以上